

## ○順天堂大学大学院学則

昭和 34 年 4 月 1 日

規第 34—1 号

### 第 1 節 総則

第 1 条 順天堂大学大学院(以下「本大学院」という。)は、教育基本法(昭和 22 年法律第 25 号)及び学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に基づき、医学、スポーツ健康科学及び医療看護学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的及び使命とする。

2 本大学院は、研究科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を別に定める。

第 1 条の 2 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び使命を達成するため、自己点検・評価委員会を設置し、本大学院における教育研究活動等の状況について、自己点検及び評価を行うことに努めるものとする。

2 自己点検・評価委員会の組織及び運営に関する事項については、別に定める。

第 2 条 本大学院に博士課程、前期課程と後期課程を含む博士課程及び修士課程を置く。

2 博士課程及び博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士前期課程及び修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

### 第 2 節 組織

第 3 条 本大学院に、医学研究科、スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科を置く。

2 医学研究科長は医学部長が、スポーツ健康科学研究科長はスポーツ健康科学部長が、また医療看護学研究科長は医療看護学部長が兼ねるものとし、場合によりこれを分けることができるものとする。

第 4 条 各研究科には、それぞれ次の課程及び専攻を置く。

研究科	課程	専攻
医学研究科	修士課程	医科学専攻
	博士課程	医学専攻
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程(修士課程)	スポーツ健康科学専攻
	博士後期課程(博士課程)	
医療看護学研究科	博士前期課程	看護学専攻
	博士後期課程	

### 第3節 入学定員及び収容定員

第5条 本大学院の入学定員及び収容定員は、次の通りとする。

研究科		入学定員	収容定員
医学研究科	修士課程	20名	40名
	博士課程	140名	560名
	合計	160名	600名
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	61名	122名
	博士後期課程	10名	30名
	合計	71名	152名
医療看護学研究科	博士前期課程	15名	30名
	博士後期課程	7名	21名
	合計	22名	51名

### 第4節 在学年限及び在学期間

第6条 本大学院の在学年限は、次の通りとする。ただし、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合には、次の通り在学年限を延長することができる。

研究科		在学年限	延長許可時の在学年限
医学研究科	修士課程	2年	4年
	博士課程	4年	8年
スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年

医療看護学研究科	博士前期課程	2年	4年
	博士後期課程	3年	6年

- 2 医学研究科修士課程の在学年限は、前項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 医学研究科博士課程の在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 博士前期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 博士後期課程における在学年限は、第1項にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、2年以上在学すれば足りるものとする。

#### 第5節 授業科目・系及び履修方法

第7条 医学研究科修士課程医科学専攻における授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

- 2 医学研究科博士課程医学専攻における専攻系は次の通りとし、授業科目は、順天堂大学大学院医学研究科規程の定めるところによる。

専攻	系
医学専攻	環境と人間 人体の生命機能 人体の再生・再建 寄付講座

- 3 スポーツ健康科学研究科及び医療看護学研究科における授業科目は、順天堂大学大学院各研究科規程の定めるところによる。

第8条 授業科目・系の履修方法及び修了要件は、次の通りとする。

- (1) 医学研究科修士課程においては、必修科目16単位、選択科目14単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- (2) 医学研究科博士課程においては、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、独創的研究に基づく学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。副科目及び選択科目の履修については、あらかじめ主科目担当教授の指導を受けなければならない。
- (3) スポーツ健康科学研究科博士前期課程においては、必修科目12単位、選択科目18単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文を

提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。

- (4) スポーツ健康科学研究科博士後期課程においては、必修科目 8 単位、選択科目 2 単位以上、合計 10 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (5) 医療看護学研究科博士前期課程においては、共通科目から必修 4 単位を含み 8 単位以上、専門科目から 10 単位以上及び演習・研究指導から必修 4 単位を含み 8 単位以上、合計 30 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士の学位論文又は課題研究論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
  - (6) 医療看護学研究科博士後期課程においては、必修 14 単位、専門科目から 4 単位以上、合計 18 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文を提出して、その審査及び最終試験に合格しなければならない。科目の選択については、あらかじめ研究指導教員の指導を受けなければならない。
- 2 その他履修方法の細目は、別に定める。
  - 3 研究科において教育上有益と認めるときは、本学大学院の他研究科又は他の大学院の許可を得て、学生に当該研究科又は他の大学院の授業科目を履修させることができる。
  - 4 前項の規定により修得した単位は、10 単位を限度として、本大学院の各研究科委員会の議を経て、第 1 項に定める単位として認めることができる。
  - 5 他の大学院の授業科目履修に関する細目は、各研究科において定める。

第 9 条 教育職員免許法第 5 条第 1 項別表第 1 の定めによる中学校教諭の専修免許状又は高等学校教諭の専修免許状授与申請に必要な単位の修得については、別に定める。

#### 第 6 節 課程修了の認定

第 10 条 各授業科目履修の認定は、筆答又は口頭試問あるいは研究報告等により、学期〔前期・後期〕末又は学年末に、担当教員が行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない事由により、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

第 11 条 各授業科目の成績は、合格及び不合格の 2 種とする。ただし、不合格の授業科目については、事情により、次の試験期に受験することができる。

第 12 条 (削除)

第 13 条 博士又は修士の学位論文の審査及び最終試験に関しては、別に定める。

#### 第 7 節 学位

第 14 条 本大学院の各研究科において各課程の所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、その課程に応じ次の学位を授与する。

医学研究科	修士課程	修士(医科学)
	博士課程	博士(医学)

スポーツ健康科学研究科	博士前期課程	修士(スポーツ健康科学)
	博士後期課程	博士(スポーツ健康科学)

医療看護学研究科	博士前期課程	修士(看護学)
	博士後期課程	博士(看護学)

第 15 条 前条の規定により博士の学位を授与される者と同等以上の内容を有する論文を提出して、その審査及び試験に合格し、かつ専攻学術に関し同様に広い学識を有することを試問により各研究科委員会において確認された者に対しても、博士の学位を授与することができる。

第 16 条 学位に関する必要事項は、別に定める。

#### 第 8 節 入学、休学、復学、退学、除籍及び転学

第 17 条 入学の時期は、学年の始めとする。

第 18 条 医学研究科修士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 医学研究科博士課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学の医学、歯学又は獣医学の課程を卒業した者
- (2) 外国において学校教育における 18 年の課程(最終の課程は医学、歯学又は獣医学)を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学(医学、歯学又は獣医学を履修する課程に限る。)に 4 年以上在学し、又は外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) 本大学院において個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24 歳に達した者

3 スポーツ健康科学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

4 スポーツ健康科学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 学校教育法施行規則第 156 条により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次のとおりである。

ア 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者

イ 文部科学大臣の指定した者

ウ 本大学院が修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

5 医療看護学研究科博士前期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項により学士(看護学又は保健学)の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者(最終の課程は看護学又は保健学)
- (4) 文部科学大臣の指定した者(最終の課程は看護学又は保健学)
- (5) 本大学院が学校教育法に定める大学の看護学又は保健学を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者

6 医療看護学研究科博士後期課程に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項により修士の学位を授与された者
- (3) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 本大学院が個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で 24 歳に達した者

第 19 条 学長は、入学志願者に対しては、学力試験等を行い、選考の上、研究科委員会の意見を聞いた上で、入学を許可する。

2 前項の選抜方法時期等については、その都度定める。

第 20 条 入学を許可された者は、指定期日までに本学所定の書類を提出し、入学金及び第 9 節に定める学費を納めなければならない。この手続きを行わないときは、入学許可を取り消すことがある。

第 21 条 病気その他やむを得ない事由により、学習することができない場合は、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て学長の許可を得た場合は、当該学期又は学年の終わりまで休学することができる。

第 22 条 休学期間が満了した場合、又は休学期間中であっても、その事由が消滅した場合には、保証人連署の願書を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第 23 条 休学の期間は、1 年以内とする。ただし、更に 1 年以内を限って、その期間を延長することができる。休学期間は、在学年数に算入しない。

第 24 条 学長は、特に必要と認めた者には、休学を命ずることがある。

第 25 条 学生が退学しようとするときは、その事由を具し、保証人連署の上、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科の審議を経て学長が除籍する。

- (1) 死亡又は行方不明の者
- (2) 病気その他の理由により成業の見込のないと認められる者

- (3) 第6条による在学年限を超えた者
- (4) 第23条による休学期間を超え、(3)項の在学期間を超えた者
- (5) 学費その他の納入金の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

第27条 学生が、他の大学院に転学しようとするときは、その事由を具し、主科目担当教授又は研究指導教員を経て研究科長に転学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第28条 他の大学の大学院学生が、本大学院に転学しようとするときは、当該学長の紹介状を付し、転学願を提出しなければならない。

2 前項の場合は、欠員あるときに限り、選考の上許可することがある。

第29条 病気による休学、復学又は退学の願いでの際は、原則として、本学教員(医師)の作成した診断書を添付しなければならない。

#### 第8節の2 特別聴講学生及び科目等履修生

第29条の2 他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、特別聴講学生として許可することがある。

2 特別聴講学生については、聴講登録料は徴収しない。

3 特別聴講学生は、次の聴講料を前納しなければならない。

- (1) 講義・演習科目は、1単位につき 金3,000円
- (2) 実習・実技科目は、1単位につき 金8,000円

4 特別聴講学生の取扱に関する細目は、各研究科において定める。

第29条の3 医学研究科修士課程若しくは博士課程、スポーツ健康科学研究科博士前期課程又は医療看護学研究科博士前期課程の授業科目中、一科目又は数科目を選んで単位修得(但し、10単位を限度とする。)を志望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生は次のとおり入学検定料、入学金及び授業料を前納しなければならない。但し、本学学部在学学生は全額免除とする。

- (1) 入学検定料 出願時に 金30,000円
- (2) 入学金 入学時に 金50,000円(但し、本学卒業生は半額免除)
- (3) 授業料 1単位につき 金20,000円

3 科目等履修生の細目については別に定めるところによる。



## 第9節 学費及び手数料

第30条 学生は、授業料を4月1日から4月30日までに納入しなければならない。ただし、事情により次のとおり分納することができる。

第1期 4月1日から4月30日までに半額以上

第2期 9月1日から9月30日までに残額

2 本大学院における学費及び手数料は、次のとおりとする。

区分	医学研究科	スポーツ健康科学研究科	医療看護学研究科	備考
1 入学検定料	20,000円	30,000円	30,000円	
2 入学金	200,000円	200,000円	200,000円	注記による。
3 授業料	400,000円	550,000円	550,000円	年額。事情により減免する。
4 実験実習費	150,000円	50,000円	50,000円	年額(医学研究科医科学専攻は施設設備費とする。)
5 論文審査手数料	50,000円	50,000円	50,000円	第14条該当論文の手数料
6 論文審査料	200,000円	200,000円	200,000円	第15条該当論文の審査料
7 諸証明手数料	別に定める。			

(注) 入学金の減免対象者

- 1 本学出身者及び順天堂医療短期大学・順天堂看護専門学校等出身者は半額とする。
- 2 本学医学部附属病院にて初期臨床研修を修了した者は半額とする。
- 3 外国人留学生は事情により減免する。
- 4 本学に勤務する者は半額とする。

## 第10節 教員組織

第31条 研究科における授業及び指導は、本大学院の教授、准教授、講師及び助教がこれを担当する。ただし、必要に応じ名誉教授、特任教授、客員教授、客員准教授及び非常勤講師を委嘱することができる。

## 第 11 節 運営組織

第 32 条 本大学院の管理運営に関する重要事項を審議するため、大学院委員会を、研究科に属する学事管理を行うため、それぞれに研究科委員会をおく。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) その他、教育研究に関する重要な事項で学長が定めるもの

3 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、当該研究科の教育研究に関する事項について審議し、学長に意見を述べることができる。

第 33 条 大学院委員会は、学長、研究科長及び研究科委員若干名をもって組織する。

第 34 条 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 本大学院の組織運営に関する事項
- (2) 学長からの諮問事項
- (3) その他本大学院に関する重要事項

第 35 条 研究科委員会は、研究科長及び研究科の主科目を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科委員会の議を経て、他の教授を特に加えることができる。

第 36 条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 入学・休学・復学・退学・除籍・転学及び賞罰に関する事項
- (2) 試験に関する事項
- (3) 学位論文審査に関する事項
- (4) 学科課程に関する事項
- (5) その他研究科の学事に関する事項

第 36 条の 2 研究科長は研究科委員会で審議された事項を学長に報告し、学長の決裁を経て必要な事項を公表する。

第 37 条 本節に定める事項の細目については、別に定める。

## 第 12 節 学則の改廃

第 38 条 この学則の改廃は、学長においてあらかじめ関係研究科の研究科委員会及び大学院委員会の意見を聴き、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

- 1 この学則に定めるもののほか、大学院学生に関して必要な事項は、順天堂大学学則を準用する。
- 2 この学則は、昭和 34 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 34 年 6 月 26 日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 35 年 12 月 1 日から施行する。

### 附 則

麻酔学講座増設に伴う変更規定は、昭和 36 年 6 月 9 日制定し、同年 4 月 1 日から適用する。ただし、学生募集は、昭和 37 年度から行うものとする。

### 附 則

この学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この学則は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

内科学(第 3)、神経学、臨床病理学並びに脳神経外科学、胸部外科学講座増設に伴う変更規定は、昭和 43 年 11 月 26 日制定し、昭和 44 年 4 月 1 日から適用する。ただし、学生募集は昭和 44 年度から行うものとする。

### 附 則

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 49 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条第 2 項の規定は、昭和 49 年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 50 年 7 月 23 日から施行する。ただし、第 30 条第 2 項の規定は、昭和 50 年度以前の入学者に対しては、従前の規定による。

附 則

この学則は、昭和 50 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 51 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の規定は、医学研究科委員会の議を経て、昭和 54 年度以前の入学者に対しても、これを適用することができる。

附 則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 30 条第 2 項の規定は、昭和 63 年度入学者から適用し、昭和 62 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条の規定及び第 30 条第 2 項の規定は、平成 2 年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 30 条の規定は、平成 7 年度入学者から適用し、平成 6 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める医学研究科、スポーツ健康科学研究科博士後期課程及び医療看護学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学研究科	スポーツ健康科学研究科 博士後期課程	医療看護学研究科
平成 22 年度	340 名	18 名	25 名
平成 23 年度	360 名	24 名	
平成 24 年度	380 名		

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 7 条第 4 項及び第 8 条第 1 項第 4 号の規定は、平成 23 年度入学者から適用し、平成 22 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める医学研究科の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学研究科
平成 25 年度	420 名
平成 26 年度	440 名
平成 27 年度	460 名

- 3 この学則による改正後の学則第 8 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 25 年度入学者から適用し、平成 24 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則による改正後の学則第 8 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 25 年度入学者から適用し、平成 24 年度以前の入学者に対しては従前の規定による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条に定める医学研究科博士課程の収容定員は、学年進行完成まで次のとおりとする。

	医学研究科
平成 25 年度	500 名
平成 26 年度	520 名
平成 27 年度	540 名